

令和5年2月1日

市内介護保険事業者
市内有料老人ホーム事業者（サービス付き高齢者向け住宅を含む） 各位

いつもお世話になっております。

各務原市役所 介護保険課の森と申します。

令和4年11月29日事務連絡「各務原市中小企業等エネルギー価格高騰対策支援事業の開始と岐阜県による光熱費高騰対策事業について」につきまして、申請期間が延長になりましたのでお知らせいたします。

●申請期間（延長後）

令和4年11月29日（火）～ 令和5年2月15日（水）

（郵送：当日消印有効、電子申請：最終日23:59締切）

関係する事業所におかれましては、ご対応いただきますようよろしくお願いいたします。

↓↓↓ 以下、令和4年11月29日送付のメール本文です ↓↓↓

市内介護保険事業者
市内有料老人ホーム事業者（サービス付き高齢者向け住宅を含む） 各位

いつもお世話になっております。

各務原市役所 介護保険課の森と申します。

日頃より市介護保険行政にご理解ご協力をいただきありがとうございます。

本市では、エネルギー負担が増加している各務原市内の事業所に対し、エネルギー価格高騰の影響緩和を目的とした「各務原市中小企業等エネルギー価格高騰対策支援事業」について、令和4年11月29日より受付を開始しております。（別添「事務連絡」参照）

しかしながら、皆様方におかれましては、近日中に岐阜県が、医療機関や、社会福祉施設等を対象とした光熱費高騰対策事業を実施する予定です。岐阜県は現時点では支援対象や補助額等の制度を設計中ですが、市の支援制度と重複する部分については、県の支援額を差し引いた額を市で支援する事となりますので、必要な申請内容が変わります。県の支援制度詳細が決定し次第、追ってご連絡いたしますが（12月上旬頃を予定）、一旦本市における「各務原市中小企

